

国立大学法人神戸大学学長選考意向投票実施要項の運用について

(令和2年7月13日制定)

第3 関係(投票人名簿の作成)

1 意向投票の告示の日において、外国出張中等にある者の投票資格の有無については、次表のとおりとする。

区分	投票資格の有無
長期国内出張者・長期国内研修者	○
外国出張者	○
海外研修旅行者	○
外国私事旅行者	○
病気休暇中の者	○
産前・産後休暇中の者	○
育児・介護休業中の者	○
配偶者同行休業の者	○
自己啓発等休業中の者	○
役員兼業休職中の者	○
在外研究休職者(派遣休職者を含む。)	×
病気休職者	×
在籍出向中の者	×
備考 この表は、告示の日において、区分欄の状態にある場合の投票資格の有無を示し、「○」印は投票資格有、「×」印は投票資格無を示す。	

2 意向投票人が所属する部局については、次に掲げるもののほか、当該投票人が所属する部局とする。

- (1) 学長及び理事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・事務局
- (2) 大学文書史料室、利益相反マネジメント室、リカレント教育推進室、大学院教育改革推進室、大学未来戦略構想オフィス、産学共創インスティテュート、戦略企画室、基金推進本部、女性リーダー育成推進室、監査室及び内部統制室の職員・・・・・・・・・・・・・・・・事務局
- (3) 学術・社会共創機構の職員・・・・・・・・・・・・・・・・事務局
- (4) 高等教育推進機構(次号に掲げる職員を除く。)の職員・・・・・・・・国際文化学研究科
- (5) 高等教育推進機構のうち、グローバルエンゲージメントセンター及びみらい開拓人材育成センターの職員・・・事務局
- (6) デジタルバイオ・ライフサイエンスリサーチパーク推進機構の職員・・・・・・・・事務局
- (7) 高等学術研究院の職員・・・・・・・・・・・・・・・・事務局
- (8) 附属図書館の職員(次号から第16号までに掲げる職員を除く。)・・・・・・・・事務局
- (9) 社会科学系図書館の職員・・・・・・・・・・・・・・・・事務局
- (10) 自然科学系図書館の職員・・・・・・・・・・・・・・・・事務局
- (11) 人文科学図書館の職員・・・・・・・・・・・・・・・・人文学研究科
- (12) 総合図書館及び国際文化学図書館の職員・・・・・・・・国際文化学研究科
- (13) 人間科学図書館の職員・・・・・・・・人間発達環境学研究科
- (14) 経済経営研究所図書館の職員・・・・・・・・経済経営研究所
- (15) 医学分館の職員・・・・・・・・医学系研究科
- (16) 海事科学分館の職員・・・・・・・・海事科学研究科
- (17) 附属学校部、附属幼稚園、附属小学校、附属中等教育学校及び附属特別支援学校の職員・・・・・・・・事務局
- (18) バリュースクールの職員・・・・・・・・事務局
- (19) バイオシグナル総合研究センターの職員・・・・・・・・科学技術イノベーション研究科
- (20) 内海域環境教育研究センター(理学域)の職員・・・・・・・・理学研究科
- (21) 内海域環境教育研究センター(海事科学域)の職員・・・・・・・・海事科学研究科
- (22) 都市安全研究センター(医学域)の職員・・・・・・・・医学系研究科

- (23) 都市安全研究センター(医学域以外)の職員・・・・・・・・・・工学研究科
- (24) 海洋底探査センター(理学域以外)の職員・・・・・・・・・・海事科学研究科
- (25) 海洋底探査センター(理学域)の職員・・・・・・・・・・理学研究科
- (26) 社会システムイノベーションセンターの職員・・・・・・・・・・経済学研究科
- (27) 数理・データサイエンスセンターの職員・・・・・・・・・・事務局
- (28) 計算社会科学研究センターの職員・・・・・・・・・・経済経営研究所
- (29) 先端バイオ工学研究センターの職員・・・・・・・・・・科学技術イノベーション研究科
- (30) 先端膜工学研究センターの職員・・・・・・・・・・工学研究科
- (31) 未来医工学研究開発センター(工学域)の職員・・・・・・・・・・工学研究科
- (32) 未来医工学研究開発センター(医学域)の職員・・・・・・・・・・医学系研究科
- (33) ウェルビーイング先端研究センター(人間発達環境学域)の職員・・・・・・・・人間発達環境学研究科
- (34) ウェルビーイング先端研究センター(保健学域)の職員・・・・・・・・医学系研究科
- (35) 水素・未来エネルギー技術研究センターの職員・・・・・・・・海事科学研究科
- (36) 国際コミュニケーションセンターの職員・・・・・・・・事務局
- (37) ライフ光学イノベーション研究センター(理学域)の職員・・・・・・・・理学研究科
- (38) ライフ光学イノベーション研究センター(システム情報学域)の職員・・・・・・工学研究科
- (39) 環境保全推進センターの職員・・・・・・・・・・事務局
- (40) インクルーシブキャンパス&ヘルスケアセンターの職員・・・・・・・・事務局
- (41) 安全保障輸出管理室の職員・・・・・・・・・・事務局
- (42) 安全衛生・環境管理統括室の職員・・・・・・・・・・事務局
- (43) アドミッションオフィスの職員・・・・・・・・・・事務局
- (44) 国際人間科学部(国際文化学域及び鶴甲第一キャンパス事務課)の職員・・・・・・国際文化学研究科
- (45) 国際人間科学部(人間発達環境学域及び鶴甲第一キャンパス事務課以外の事務部)の職員・・・・人間発達環境学研究科
- (46) 文理農等キャンパス事務部人文学研究科事務課の職員・・・・・・・・人文学研究科
- (47) 文理農等キャンパス事務部理学研究科事務課の職員・・・・・・・・理学研究科
- (48) 文理農等キャンパス事務部農学研究科事務課の職員・・・・・・・・農学研究科
- (49) 文理農等キャンパス事務部科学技術イノベーション研究科事務課の職員・・・・・・科学技術イノベーション研究科
- (50) 医学部の職員・・・・・・・・・・医学系研究科
- (51) システム情報学研究科の職員・・・・・・・・・・工学研究科
- (52) 科学技術イノベーション研究科(先端医療・製薬学講座)の職員・・・・・・・・医学系研究科
- (53) 国際共創推進本部の職員・・・・・・・・・・事務局
- (54) 地域連携推進本部の職員・・・・・・・・・・事務局
- (55) DX・情報統括本部の職員・・・・・・・・・・事務局
- (56) カーボンニュートラル推進本部の職員・・・・・・・・・・事務局
- (57) ウェルビーイング推進本部の職員・・・・・・・・・・事務局
- (58) 学内兼務者・・・・・・・・・・本務の部局
- (59) 他部局勤務を命ぜられている者・・・・・・・・・・勤務を命ぜられている部局

3 投票人名簿の作成要領については、次のとおりとする。

- (1) 正副2部作成する。
- (2) 氏名の記載順序は、適宜に定めてもよい。
- (3) 意向投票人名簿の「照合」欄には、当日投票は「○」印を、不在者投票は「(不)△月△日」と、それぞれ記入のこと。

第9 関係(投票の管理者)

投票管理委員会が必要と認める場合、投票管理者の補助者を置くことができる。

附 則 (令和2年7月13日)

- 1 この運用は、令和2年7月13日から実施する。
- 2 国立大学法人神戸大学学長選考意向投票実施要項の運用について(平成30年7月23日制定)は、廃止する。

附 則（令和6年1月26日）

この運用は、令和6年4月1日から実施する。

附 則（令和6年9月20日）

この運用は、令和6年10月1日から実施する。

附 則（令和8年6月26日）

この運用は、令和8年6月26日から実施し、改正後の国立大学法人神戸大学学長選考意向投票実施要項の運用についての規定は、令和8年4月1日から適用する。

附 則（令和8年8月24日）

この運用は、令和8年8月24日から施行する。